

高断熱住宅普及促進業務

委託先募集要項

令和4年4月

仙台市

第1章 委託業務の概要

1. 業務名称

高断熱住宅普及促進業務委託

2. 業務内容

別紙「高断熱住宅普及促進業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）による。

3. 契約方法

公募型提案審査随意契約（プロポーザル方式）

4. 契約期間

契約締結日から令和5年2月17日（金）まで

5. 事業費の上限額

13,200,000円（消費税及び地方消費税含む。）

6. 業務の流れ

(1) 仙台市独自の断熱基準（新築のみ）の仮提案

仙台市独自の断熱基準（新築のみ）を事前に仮提案する

(2) 対象施設における断熱工事の実施等

対象施設において断熱化による効果にかかるシミュレーションを行ったうえで断熱改修工事を実施するほか、温熱環境の測定・分析を行う。

(3) 市民向け普及啓発プロモーション

断熱による効果を幅広く市民に周知できるような普及啓発プロモーションを実施する。

(4) 実務者向け断熱講習会の開催

地元工務店・設計者等の実務者へ技術習得のための講習会を開催する。

(5) 各種提案及び業務に係る報告書の作成

業務報告書と併せて以下の項目を提案する

- ・仙台市独自の断熱基準について新築・部位別の改修の基準についてそれぞれ本提案する。
- ・上記（4）の講習会の結果を基に、将来的な断熱講習会プログラムを提案する
- ・2050年の脱炭素化を達成するために、2030年、2040年、2050年それぞれの住宅の断熱性能毎のストック割合のあるべき姿を示し、住宅の脱炭素ロードマップを作成する。

第2章 断熱工事の概要

1. 対象施設

- (1) 名称：仙台市上野山コミュニティ・センター別棟（仙台市太白区上野山一丁目 21-8）
- (2) 竣工：平成7年
- (3) 構造：木造平屋建て
- (4) 延床面積：172 m²
- (5) 用途：コミュニティ・センター

2. 採用する断熱仕様

本施設は改修後に継続的な普及啓発の場として活用する予定であり、市民が断熱の効果を体感できるような断熱仕様を提案すること。ただし、国の住宅省エネ基準における断熱等性能等級 4 を上回る（外皮平均熱貫流率（Ua 値）が 0.87 以下）性能とすること。

3. 設計・工事についての留意点

別紙「仕様書」に示すとおりとする。

第3章 受注候補者の選定

1. 募集について

(1) スケジュール

| | |
|----------|----------------|
| 4月26日（火） | 募集開始（募集要項配布） |
| 5月10日（火） | 内覧会参加申し込み期限 |
| 5月13日（金） | 対象施設の内覧会 |
| 5月16日（月） | 質問受付締切 |
| 5月18日（水） | 質問への回答 |
| 5月26日（木） | 企画提案書提出締切 |
| 6月3日（金） | 選定結果通知、契約手続き開始 |

(2) 参加資格

- ①応募者は、日本国内に本社・本店を有する法人、または法人のグループ（以下「応募グループ」という）に限る。グループで応募する場合、グループ構成員の連名により行うこととし、業務を統括するグループの代表者を定め、以後の手続きに関しては当該代表者が行うこととする。
- ②単独で応募した法人は、グループ応募の構成員になれない。
- ③応募した複数のグループにおいて、同時に構成員になれない。
- ④応募グループの構成員に断熱設計の専門業者が含まれること。
- ⑤応募グループの構成員に断熱工事を施工する建設業許可を得た施工会社が含まれること。
- ⑥断熱設計の専門業者は、平成31年度～令和3年度において国内の住宅において1件以上、民間基準のG2水準^(※)を上回る設計の実績、もしくはコンサルティングの実績があること。
※「2020年を見据えた住宅の高断熱化技術検討委員会（HEAT20）」策定の基準
- ⑦グループで応募した場合、公募申込後の構成法人の変更は原則として認めない。
- ⑧地方自治法施行令第167条の4第1項の規定による一般競争入札への参加制限、又は仙台市「有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）」第2条第1項による指名

停止を受けていないこと。

- ⑨「仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁）」別表各号に該当しないこと。
- ⑩会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て中又は更生手続中、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。

(3) 内覧会開催（希望者のみ）

- ①日時：令和 4 年 5 月 13 日（金）10 時から 12 時まで

※参加にあたっては、事前に電子メールで「内覧会参加申込書」により申し込みを行うこと。

- ②場所：上野山コミュニティ・センター別棟

- ③参加人数：1 者 3 名まで

(4) 質問の受付及び回答

- ①受付期間：令和 4 年 5 月 16 日（月）12：00 まで（必着）

- ②質問方法：質問書（様式第 5 号）により、電子メールにて (5) ④「提出先」の担当課宛てに送付すること。なお、電子メールの場合の開封確認を行うこと。

※電話等による質問は不可。

- ③回答方法：令和 4 年 5 月 18 日（水）にホームページに掲載する。

(5) 企画提案書の提出

プロポーザルに参加する者は、公募申込書（様式第 1 号）1 部に必要書類を添えて以下のとおり提出すること。

①提出書類

| | 書類 | 様式 | 備考 |
|---|----------------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 1 | 公募申込書 | 様式第 1 号 | |
| 2 | 企画提案書 | 様式第 2 号 | 記載項目は⑥1～5、6 (a) のとおりとし、任意様式で作成すること |
| 3 | 会社等概要説明書 | 任意 | 会社案内等 |
| 4 | 市民向け普及啓発（断熱ワークショップを含む）の実績 | 様式第 3 号及び確認が出来る資料（任意） | 構成する法人及び担当者ごとに具体的に記載すること |
| 5 | 建築実務者向けの断熱講習会の実績 | | |
| 6 | 断熱性能の高い住宅の設計、施工とシミュレーション実績 | | |
| 7 | 事業費の見積書 | 任意 | 内訳も含めること |
| 8 | 参加資格保有誓約書 | 様式第 4 号 | |

②提出部数

各製本 1 部、副本 8 部

③提出期限

令和 4 年 5 月 26 日（木）12 時必着

④提出先

〒980-0802 宮城県仙台市青葉区二日町 6 番 12 号 MS ビル二日町 5 階
仙台市環境局環境部地球温暖化対策推進課宛て

⑤提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は書留等の配達記録が残る方法に限る。）

⑥企画提案書記載項目及び評価の観点等

1～5、6（a）は、1項目の提案につきA3判1ページを限度（最大6ページ）に作成すること。

| | 提案項目 | 評価の観点 | 配点 | | |
|---|-----------------|-----------------------------------|---|------|-----|
| 1 | 市民向け普及啓発プロモーション | | | | |
| | a | プログラムの企画（ワークショップの内容を含む） | ・企画内容は具体的かつ妥当か ・ワークショップの内容は市民が理解できるものとなっているか | 10 | 15点 |
| | b | 継続的な普及・啓発方法の提案 | ・提案内容は具体的かつ妥当か。 | 5 | |
| 2 | 実務者向け断熱講習会 | | | | |
| | a | 講習内容の提案 | ・講習内容は実務者が断熱の知識を十分に習得できる内容となっているか。 | 15 | 15点 |
| 3 | 設計・計測・分析 | | | | |
| | a | 断熱設計の提案（※1） | ・設計内容は妥当か。 | 5 | 10点 |
| | b | 温熱環境測定・分析方法 | ・測定・分析方法は妥当か。 | 5 | |
| 4 | 仙台市独自の断熱基準の策定 | | | | |
| | a | 断熱基準の検討方法 | ・検討方法は具体的かつ妥当か。 | 15 | 15点 |
| 5 | 住宅の脱炭素ロードマップの提案 | | | | |
| | a | ロードマップ策定に係る検討方法について | ・検討方法は具体的かつ妥当か。 | 15 | 15点 |
| 6 | 実施体制、各種実績 | | | | |
| | a | 事業実施体制 | ・業務を実施可能な人員体制か。 | 5 | 20点 |
| | b | 市民向け普及啓発（断熱ワークショップを含む）の実績（様式第3号） | ・本業務を確実に履行するのに十分な実績を有するか。 | 5 | |
| | c | 建築実務者向け断熱講習の実績（様式第3号） | | 5 | |
| | d | 断熱性能の高い住宅の設計、施工とシミュレーション実績（様式第3号） | | 5 | |
| 7 | 事業費の見積もり | ・事業費の見積もりは妥当かつ経済性に優れているか。 | | 10 | 10点 |
| | | | 合計 | 100点 | |

※1：平面図、断面図、その他必要な図面で提案すること。

（詳細設計は必要なく、具体的な仕様が分かればよい）

2. 受注候補者の選定方法等

(1) 選定方法

選定に当たっては、受注候補者を選定する審査委員会を開催し、「企画提案書記載項目及び評価の観点等」に基づいて企画提案書の審査を行い、受注候補者1者を選定する。

(2) 結果の通知

受注候補者の選定後、令和4年6月3日（金）（予定）に、企画提案書を提出した全事業者あてに書面にて審査結果を通知する。

第4章 その他

1. 留意事項

(1) 提案の無効（失格）

次のいずれかに該当するときは提案を無効（失格）とする。

- ・上記の参加資格を満たさないこととなった場合。
- ・企画提案書提出方法の他、本募集要項に定める手続き、方法等を遵守しない場合。
- ・提案書等の提出書類に虚偽の記載、その他不正の行為があった場合。（当該提案書を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。）
- ・記載すべき事項の一部又は全部が記載されていない場合。
- ・事業費の見積額（消費税相当分を含む）が上限額を上回る場合。
- ・その他、仙台市環境局長が不適格と認めた場合。

(2) その他

- ・提案に関して必要となる費用は提案者の負担とする。
- ・提出書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。
- ・提案書類は、原則として返却しない。また、提出された書類は、原則として仙台市情報公開条例（平成12年仙台条例第80号）の対象文書となる。
- ・提案書の著作権は提案者に帰属するものとし、本市では提案された提案書を審査の用以外に提案者に無断で使用しない。
- ・提案者は、審査結果に異議を申し立てることはできない。
- ・本市が貸与する資料は、応募にかかる検討以外の目的で使用し、又は第三者に開示若しくは提供してはならない。
- ・審査結果の通知がなされるまでは、参加を辞退することができる。これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。

2. 法令の遵守・手続き・適用

設計、施工にあたっては、法令や条例を遵守すること。

3. 業務の再委託

本業務の全部を第三者に委託することは出来ない。なお、本業務の一部をグループ構成員以外の第三者に委託もしくは請け負わせる場合は、事前に発注者の承諾を得ること。

4. 問い合わせ先

担当：仙台市環境局環境部地球温暖化対策推進課（担当：須藤）

住所：〒980-0802 仙台市青葉区二日町6番12号MSビル二日町5階

電話：022-214-8232 FAX：022-214-0580

電子メール：action_program@city.sendai.jp